

地震で被災した中小企業向けに「罹災証明書」を、商工観光課で発行します。

中小企業向け「罹災証明書」は、融資支援制度などを受ける場合に求められる資料となります。

申請は、以下の添付書類の中小企業向け「罹災証明書」に必要事項を記入して押印後、窓口で申請してください。

【申請に必要な書類】

- ① 中小企業向け「罹災証明願」
- ② 罹災状況が分かる写真（復旧前の写真が必要です。必ず復旧する前に撮影してください）
- ③ 事業所の場所が分かる地図
- ④ 委任状（代表者が代理の場合）

※代表者が代理の場合は委任状が必要です。

【受付日時及び場所】

日時：平日（土日祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分

場所：商工観光課（本庁1階2番窓口）、三角支所経済課

【問い合わせ先】 商工観光課 0964-32-1604（直通）

0964-32-1111（内線1192～1194）